

生物を移動させる＝外来種問題のおそれ!?

イコール

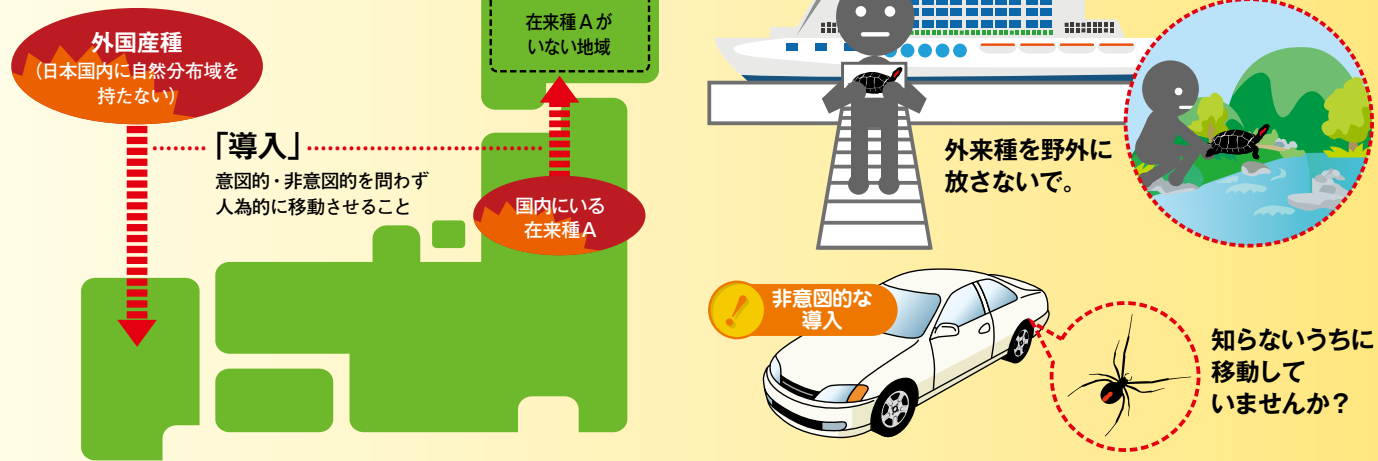
“外来種”とは、「人の活動によって本来の分布域の外の国や地域に導入（移動）された生物種」のことを言います。対して、本来の分布域に生息・生育する生物を“在来種”といいます。外来種とは、海外から日本に持ち込まれた生物（**国外由来の外来種**）のことを表すと思われがちですが、日本の在来種であっても、本来の分布域が日本の一部であ

る場合、国内の分布していない地域に導入（移動）されれば、“外来種”となります。このような外来種のことを「**国内由来の外来種**」と呼んでいます。

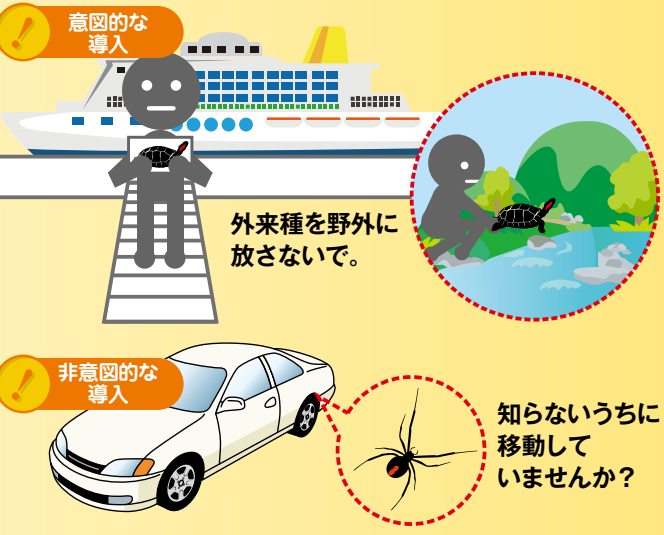
また、外来種の中でも、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものを「**侵略的外来種**」といいます。

国外由来の外来種

（外来生物法における「外来生物」）



国内由来の外来種

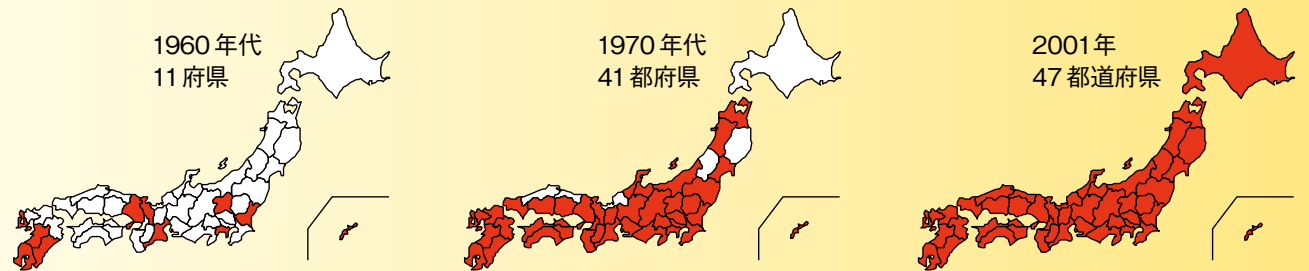


急激に分布を拡げたオオクチバス



「オオクチバス」（原産地：アメリカ中東部等）は、“ブラックバス”という名で広く知られています。日本には、1925年に神奈川県芦ノ湖に放流され、そこから長崎県白雲の池（1930年）、群馬県田代湖（1935年）と、各地への放流が

進みました。1970年代になると一気に全国各地に放流が進み、2001年には全国各地で確認されるに至りました。本種が入り込んだ水域では、在来魚や昆虫が捕食されることで、生態系に大きな被害が及びます。



外来生物法

生態系等への被害を及ぼすおそれのある生物を**特定外来生物**として指定し、飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制されます。同じく同法に基づき指定される**未判定外来生物**は、輸入時に事前届出が必要です。

外来生物法で規制される事項 これらの規制に違反すると、最高で懲役3年、罰金300万円（個人）又は1億円（法人）が科される場合があります。



一人一人の行動が大切です。 リストを知って、 次の3つを守りましょう!!

外来種被害予防三原則

1

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を “入れない”

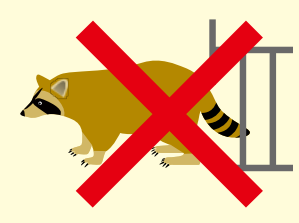
外来種問題を引き起こさないために、一番大切なことです。外来種を入れなければ問題は起きません。



2

飼育・栽培している外来種を “捨てない”

入れた外来種は、適切に管理（捨てない、逃がさない、放さない）しなければなりません。ペットや観葉植物は、最後まで管理する責任があります。



3

すでに野外にいる外来種を 他地域に “拡げない”

すでに野外に定着してしまっている外来種は、まだ定着していない地域に拡げないことが大事です。これ以上問題を拡げてはいけません。



生態系被害防止 外来種リスト

正式名称：我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト

本リストの作成に伴い「要注意外来生物」という区分は廃止されました。

ここがポイント！「生態系被害防止外来種リスト」

Q1. 何に関するリストですか？

A 外来種について、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化したものです。「総合対策外来種」、「産業管理外来種」、「定着予防外来種」のカテゴリに分類されています。

Q2. 生態系被害防止外来種リストを作成した目的は何ですか？

A 多くいる外来種の中から、特に注意が必要な外来種を明確にすることはとても重要です。リスト掲載種について、適切な行動を呼びかけることで、生態系等への被害を防止することを目的としています。

Q3. 掲載種は輸入や飼育等が規制されているのですか？

A 外来生物法に基づいて輸入や飼育・栽培、運搬等が規制される特定外来生物も全て含まれています。それら以外の掲載種については外来生物法の規制はありませんが、生態系等への被害を及ぼすおそれがあるため、「入れない、捨てない、拡げない」の遵守など、取扱いには注意が必要です。

カテゴリ区分

合計 **429** 種類

総合対策外来種（総合的に対策が必要な外来種）

310 種類

国内に定着が確認されているもの。生態系等への被害を及ぼしている又はそのおそれがあるため、防除、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要。

緊急対策外来種

対策の緊急性が高く、積極的に防除を行う必要がある。

重点対策外来種

甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い。

その他の総合対策外来種

産業管理外来種（適切な管理が必要な産業上重要な外来種）

10 種類

産業又は公益性において重要で、代替性がなく、その利用にあたっては適切な管理が必要。

定着予防外来種（定着を予防する外来種）

101 種類

国内に未定着のもの。定着した場合に生態系等への被害のおそれがあるため、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要。

侵入予防外来種

国内に導入されていない種。導入の防止、水際での監視等により侵入を未然に防ぐ必要がある。

その他の定着予防外来種

国内に導入されているが、自然環境における定着は確認されていない種。

平成28年3月発行（令和2年11月2日改訂）
編集・発行：環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室
編集：一般財団法人 自然環境研究センター
デザイン：株式会社ハップ

